

今般の規則改正のポイント

日本証券業協会

I. 見直しのポイント

1. 一種外務員・特別会員一種外務員資格試験の直接受験制度の創設（一種外務員・特別会員一種外務員資格試験の受験要件の見直し）

現行	見直しのポイント
● 二種外務員・特別会員二種外務員資格を有することを要件としている。 ● 一般の者に開放する試験は、二種外務員資格試験のみ。	● 二種外務員・特別会員二種外務員資格を有していなくとも、受験できることとする。 ● 一般の者に開放する試験に、一種外務員資格試験を加える。

（「外務員等資格試験に関する規則」（以下「試験規則」という。）第4条、第13条）

2. 外務員等資格試験に不合格となった場合の受験待機期間・受験回数管理の見直し

現行	見直しのポイント
● 不合格回数に応じた期間¹、同一種類の外務員等資格試験を受験できない。	● 受験回数にかかわらず 30 日とする。 ● また、受験待機期間中はすべての資格試験の受験を禁止する。

（「試験規則」第9条）

3. 外務員資格更新研修の種類の統合・事前更新研修の廃止

現行	見直しのポイント
● 会員・特別会員の別、特別会員にあっては外務員資格・登録金融機関金融商品仲介行為への従事・非従事の別等により、受講すべき外務員資格更新研修の種類（全3種類）を選択する。	● 外務員資格更新研修を、所属業態や従事業務を問わず外務員として最低限身に付けておくべき基本的な知識を確認する内容に限定し1種類に統合する。

¹ 1回目・2回目：30日間、3回目：180日間の繰り返し。

現行	見直しのポイント
● 一定の条件に該当する者は、外務員登録日後 180 日以内に外務員資格更新研修を受講しなければならない。ただし、一般開放試験に合格した者のうち一定の条件に該当する者は、外務員登録前に外務員資格更新研修（事前更新研修）を受講しなければならない。	● 事前更新研修を廃止し、外務員登録日後 180 日以内の外務員資格更新研修に統合する。

（「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」（以下「登録規則」という。）第 18 条、第 18 条の 2、第 18 条の 3、「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」に関する細則」（以下「登録細則」という。）第 10 条、第 11 条、「金融商品仲介業者に関する規則」（以下「仲介業規則」という。）第 18 条、第 18 条の 2）

4. その他

- (1) 協会が使用人として採用しようとする者等に外務員等資格試験を受けさせる場合の受験制限等の緩和

現行	見直しのポイント
● 入社前 90 日以内に限り受験を認める等の受験制限等。	● 左記受験制限期間を廃止する等、受験制限等を緩和する。

（「試験規則」第 4 条、第 7 条、第 10 条、第 11 条）

- (2) 協会が本協会に提出する外務員登録申請書、外務員登録事項変更届出書、登録外務員の職務廃止届出書等の提出方法の見直し

現行	見直しのポイント
● 書面による提出。	● システムによる提出²。

（「登録規則」第 7 条、第 8 条、第 10 条、第 14 条、第 17 条、「登録細則」第 5 条、第 7 条、新第 6 条、新第 7 条、「試験規則」第 11 条、「仲介業規則」第 30 条、第 31 条）

II. 施行時期

以下に掲げるものを除き、本協会が別に定める日から施行する³。

- (1) 文言整備に係る改正⁴については、平成 23 年 1 月 18 日から施行する。
- (2) 項番 4 (1) に係る改正は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

以 上

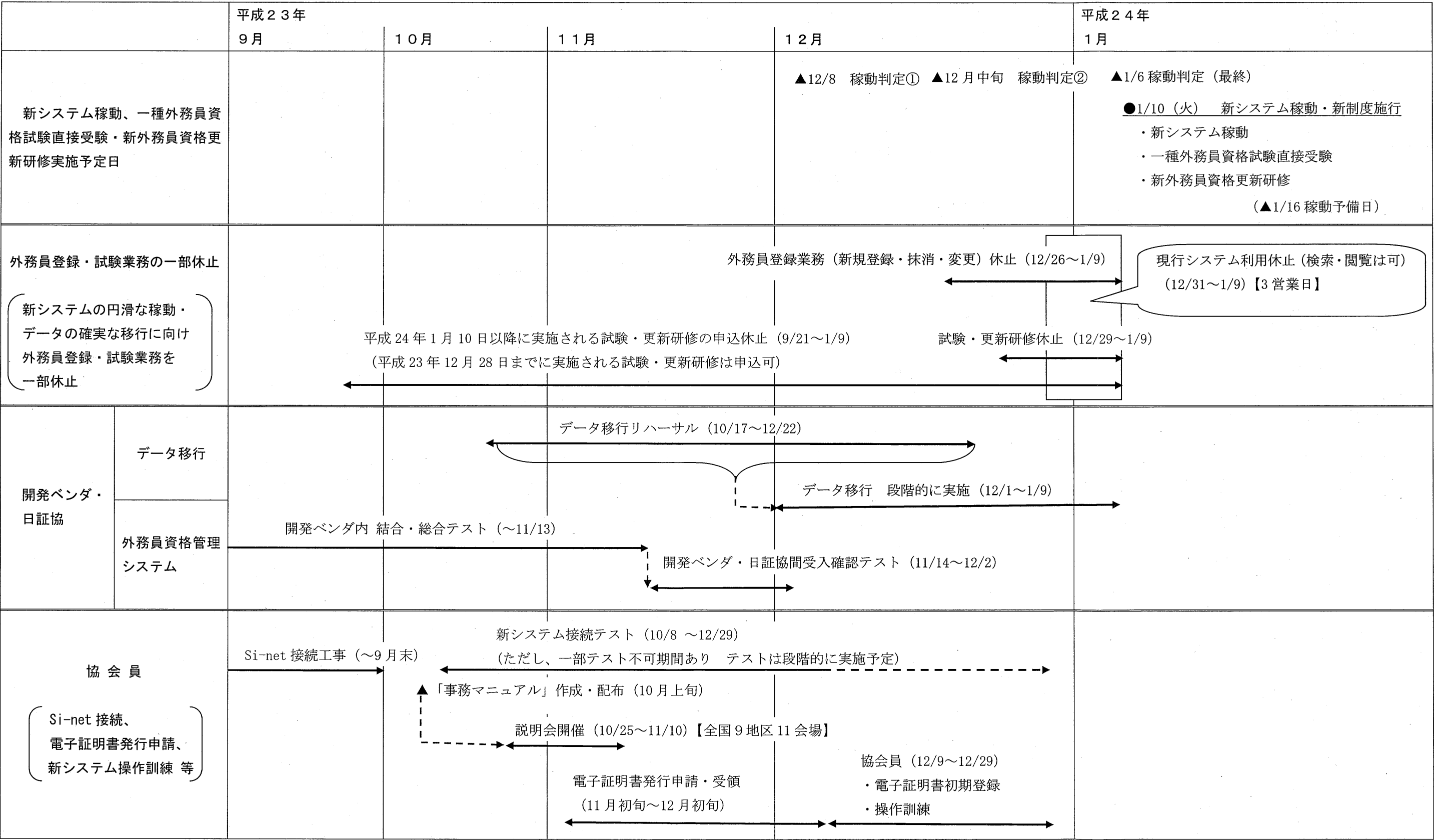
² 外務員数が極めて少ない協会の事情を考慮し、書面による弾力的な対応も可能とすることとした。

³ 本協会は、平成 24 年 1 月を目途としてシステムリプレースを行うこととしている。このため、施行の日 は、当該リプレースの稼動と平仄を合わせる。

⁴ 「仲介業規則」第 10 条の 2 第 2 項第 5 号、同条第 4 項及び第 15 条第 2 項。

外務員資格管理システムのリプレースの概要（案）

平成23年9月21日
日本証券業協会



「募集株券等の配分に係る規制のあり方に関する検討分科会」設置要綱

平成 23 年 8 月 24 日

日本証券業協会

1. 設置の趣旨

本協会では、「自主規制規則のあり方に関する検討懇談会 中間論点整理」（平成 22 年 6 月 29 日）における提言を受けた「自主規制規則の制定等に関する基本的考え方」（平成 23 年 1 月 18 日）を踏まえ、平成 23 年 4 月 19 日から 5 月 13 日までの間、協会員に対して「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」を募集し、この募集に寄せられた提案を「自主規制規則の見直しに関する検討計画について」として平成 23 年 7 月 19 日に公表している。

この検討計画においては、「規制の見直しの検討に着手する事項」として「有価証券の引受けを行う際の親引けに関する制限及び公正な配分に関するルールのあり方の見直し」が挙げられている。

この規制の見直しに当たっては、配分に関する広範な検討が必要であると考えられることから、「会員における引受けのあり方に関する検討会」の下部機関として、標記分科会（以下、「本分科会」という。）を設置する。

2. 検討事項

- (1) 親引けに関する規制のあり方
- (2) その他配分に関する規制のあり方

3. 本分科会の構成

- (1) 本分科会の人数は、11 名程度とする。
- (2) 本分科会のメンバーは、会員の実務担当者、発行会社、機関投資家及び有識者から選任する。
- (3) 本分科会に主査を置く。
- (4) 本分科会にオブザーバーを置くことができる。
- (5) 必要に応じ、本分科会に小分科会を置くことができる。

4. 本分科会の運営

本分科会は、その検討状況について、適宜「会員における引受けのあり方に関する検討会」に報告を行う。

5. 事務の所管

本分科会の庶務は、本協会 自主規制本部 自主規制 1 部が担当する。

以 上

募集株券等の配分に係る規制のあり方に関する検討分科会 委員名簿

平成 23 年 9 月
日本証券業協会

主 査	大 崎 貞 和	(株) 野 村 総 合 研 究 所	主 席 研 究 員	)
委 員	赤 崎 洋 子	(モルガン・スタンレー・MUFG証券(株)	資本市場部 エクゼクティブ・ディレクター	)
"	浅 野 知 彦	(DIAMアセットマネジメント(株)	運用企画グループ グループリーダー シニアマネジャー	)
"	金 井 潤	(野 村 證 券 (株)	シンジケート部次長 兼 エクイティ・シンジケート課長	)
"	川 北 英 隆	(京 都 大 学	経営管理大学院 教授	)
"	小 池 圭 吾	(み ず ほ 証 券 (株)	エクイティ・キャピタルマーケット部 部長	)
"	鈴 木 孝 彰	(コーラル・マン・サックス証券(株)	投資銀行部門 資本市場本部 ヴァイス・プレジデント	)
"	田 村 一 郎	(三 井 物 産 (株)	総合資金部 資本市場・M&A 支援室長	)
"	花 倉 恒 徳	(三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	エクイティ・キャピタル・マーケット部 エクイティ・シンジケーション室長 マネージング・ディレクター	)
"	平 光 俊 幸	(大和証券キャピタル・マーケット(株)	エクイティ・キャピタルマーケット部 シンジケート課 副部長	)
"	葭 村 和 馬	(S M B C 日 興 証 券 (株)	エクイティ・キャピタル・マーケット部 ディレクター	)
オブザー バー	原 田 実	(金 融 庁	監督局証券課 証券監督調整官	)
"	三 宅 朋 佳	(金 融 庁	総務企画局市場課 市場機能強化室 課長補佐	)
"	林 謙 太 郎	(株) 東 京 証 券 取 引 所	上場部 企画担当統括課長	)
"	清 水 政 昭	(株) 大 阪 証 券 取 引 所	自主規制本部 東京上場グループ グループリーダー	)

以 上 15 名
(敬称略・五十音順)

「店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託等に係る特徴やリスク」の
発信について

平成 23 年 9 月 20 日
日 本 証 券 業 協 会

本協会では、「投資者・消費者からの信頼性向上のための施策」の一環として、昨年 12 月 14 日より、本協会ホームページにおいて、「投資者に対する注意喚起（インベスター・アラート）」及び「金融商品や取引の特徴やリスク」を恒常的に発信していくこととしております^{【注】}。

今般、本協会ホームページに、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託等に係る特徴やリスクを掲載いたしました。

記

1. 追加掲載した情報

(1) 「店頭デリバティブ取引」、「店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託」の特徴やリスクとは？

○日経平均リンク債等の特徴やリスクとは？

○パワー・リバース・デュアルカレンシー債の特徴やリスクとは？

○ノックイン型投資信託の特徴やリスクとは？

※「店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債や投資信託に関する自主規制規則」の概要についても解説。

(2) 最近取扱いが増えている投資信託の特徴や仕組みは？

○通貨選択型の投資信託とは？

○毎月分配型の投資信託とは？

2. 発信方法

○本協会ホームページの「備える」→「金融商品や取引の特徴やリスク」に掲載。

(URL : <http://www.jsda.or.jp/sonaeru/risk/index.html>)

以 上

【注】 平成 22 年 12 月 14 日付け会員通知「「投資者に対する注意喚起（インベスター・アラート）」の発信について」（日証協（自）22 第 67 号）参照。

本協会ホームページの掲載画面

学ぶ

金融・証券に関する学習情報

調べる

各種市場関連の情報

知る

証券会社などの情報

備える

安心して投資をするための情報

資料室

統計情報などの各種資料

日証協の活動

会長会見や政策提言など

現在位置 [ホーム](#) > [備える](#) > 金融商品や取引の特徴やリスク

金融商品や取引の特徴やリスク

「店頭デリバティブ取引」、「店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託」の特徴やリスクとは？

- » [EB債\(他社株転換可能債券\)の特徴やリスクとは？](#)
- » [証券CFD\(差金決済\)取引の特徴やリスクとは？](#)
- » [日経平均リンク債等の特徴やリスクとは？](#)
- » [パワー・リバース・デュアルカレンシー債の特徴やリスクとは？](#)
- » [ノックイン型投資信託の特徴やリスクとは？](#)

※日本証券業協会では、「店頭デリバティブ取引」に類する複雑な仕組債や投資信託に関する自主規制規則を制定しております。詳細は、[こちら](#)をご覧ください。

※「リスク」とは、「予想通りにならない可能性」や「損害を受ける可能性」の度合いをいいます。
※詳細につきましてはお取引のある証券会社や金融機関へお問合せください。

最近取扱いが増えている投資信託の特徴や仕組みは？

- » [通貨選択型の投資信託とは？](#)
- » [毎月分配型の投資信託とは？](#)

※詳細につきましてはお取引のある証券会社や金融機関へお問合せください。

株式投資、債券投資、投資信託の特徴やリスク等について、「学ぶ」で分かりやすく解説していますので、ぜひご覧ください。



関連リンク

- » [学ぶ](#)

[▲ ページトップへ](#)

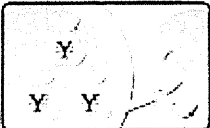
本協会ホームページに掲載中の「金融商品や取引の特徴やリスク」等について

1. 「金融商品や取引の特徴やリスク」メニュー

→今般、枠囲み部分を追加掲載いたしました。

	タイトル
金融商品や取引の特徴やリスク	■「店頭デリバティブ取引」、「店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託」の特徴やリスクとは？ ●EB債（他社株転換可能債券）の特徴やリスクとは？ ●証券CFD（差金決済）取引の特徴やリスクとは？ ●日経平均リンク債等の特徴やリスクとは？ ●パワー・リバース・デュアルカレンシー債の特徴やリスクとは？ ●ノックイン型投資信託の特徴やリスクとは？ ※「店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債や投資信託に関する自主規制規則」の解説 ■最近取扱いが増えている投資信託の特徴や仕組みは？ ●通貨選択型の投資信託とは？ ●毎月分配型の投資信託とは？

2. 「投資者向けの注意喚起」メニュー

3つの分類	タイトル
（注意その1） 詐欺的行為の情報を掲載 その「もうけ話」、本当に大丈夫ですか？ 	●「不審な会社や人物」から未公開株や社債などの勧誘を受けていませんか？ ●『未公開株・社債など』に関するトラブルが多発しています！ ●証券会社名を騙った『未公開株の勧誘』にご注意ください！ ●日本証券業協会の職員を装った『不審な電話』にご注意ください！ ●架空の登録外務員証などを用いた未公開株等の投資勧誘にご注意ください ●日本証券業協会の名をかたった未公開株式購入者向け郵便物の送付について ●外務員資格試験の受験結果通知などを用いた投資勧誘にご注意ください

3つの分類	タイトル
(注意その2) 苦情等の事案を紹介 苦情やトラブルなど、困ったらすぐにご相談を！ 	●このような苦情やトラブルが起きています ●取引前と取引後の留意点 ●投資を決める際の心構え ●「証券・金融商品あっせん相談センター」のホームページはこちら ●苦情手続きやあっせん手続きの「標準的な流れ」はこちらをクリック！
(注意その3) 関係機関との連携 金融庁等が発信する注意喚起についても一読を！ 	●<u>架空の登録外務員証などを用いた未公開株等の投資勧誘にご注意ください</u> ●<u>外務員資格試験の受験結果通知などを用いた投資勧誘にご注意ください</u> ●無登録で金融商品取引業を行う者の名称等（金融庁ホームページ） ●無登録の海外所在業者による勧誘に注意！（金融庁ホームページ） ●電話による詐欺的な投資勧誘（コールド・コーリング）への注意！（金融庁ホームページ） ●<u>金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話にご注意ください！～未公開株に関するご注意～（証券取引等監視委員会ホームページ）</u> ●<u>悪質なファンド販売業者に関する注意（証券取引等監視委員会ホームページ）</u> ●米国SECのインベスター・アラート（注意喚起）！ ●米国FINRAのインベスター・アラート（注意喚起）！ ●英国FSAのインベスター・アラート（注意喚起）！ ●証券監督者国際機構（IOSCO）のインベスター・アラート（注意喚起）！（IOSCO ホームページ） ●オーストラリア証券投資委員会（Australian Securities and Investments Commission）のコンシューマー・アラート（注意喚起）（ASIC ホームページ） ●香港証券先物委員会（Securities & Futures Commission）のアラート（注意喚起）（SFC ホームページ） ●シンガポール金融通貨庁（Monetary Authority of Singapore）のアラート（注意喚起）（MAS ホームページ）

※下線部分は、平成22年12月14日の発信開始後に追加掲載したもの。

資料 10

平成23年度の相談・苦情・あっせんの処理状況（月次速報）

平成23年9月20日

証券・金融商品あっせん相談センター

1. 月次処理状況

（単位：件）

区分・内容 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	23年度 累計	月平均 (累計/月数)
相 談	360	317	316	276	364	1,633	326.6
取引制度に関する相談	125	93	98	96	110	522	104.4
勧誘に関する相談	88	83	97	65	111	444	88.8
売買取引に関する相談	72	54	66	56	77	325	65
事務処理に関する相談	38	52	27	27	34	178	35.6
その他の相談	37	35	28	32	32	164	32.8
苦 情	95	71	87	86	117	456	91.2
勧誘に関する苦情	44	33	53	49	59	238	47.6
売買取引に関する苦情	25	18	18	20	33	114	22.8
事務処理に関する苦情	16	16	12	6	13	63	12.6
その他の苦情	10	4	4	11	12	41	8.2
あっせん	23	29	33	18	23	126	25.2
勧誘に関する紛争	21	25	29	15	22	112	22.4
売買取引に関する紛争	2	2	3	2	1	10	2
事務処理に関する紛争	0	2	1	1	0	4	0.8
その他の紛争	0	0	0	0	0	0	0

（注）FINMACで処理した事案件数のうち、日本証券業協会協会員に関するものを算出している。

【参考】前年度の状況

	22年度 累計	22年度 月平均
相 談	4,099	341.6
取引制度に関する相談	1,487	123.9
勧誘に関する相談	974	81.2
売買取引に関する相談	567	47.3
事務処理に関する相談	454	37.8
その他の相談	617	51.4
苦 情	1,009	84.1
勧誘に関する苦情	498	41.5
売買取引に関する苦情	257	21.4
事務処理に関する苦情	141	11.8
その他の苦情	113	9.4
あっせん	239	19.9
勧誘に関する紛争	184	15.3
売買取引に関する紛争	47	3.9
事務処理に関する紛争	3	0.3
その他の紛争	5	0.4

2. 商品別処理状況(商品別処理状況)

(単位:件数)

区分・内容 / 商品別	株式	債券	投資 信託	有価証券 デリバ	CFD	その他 デリバ	その他	8月度 合計
相 談	130	84	119	8	0	1	23	365
取引制度に関する相談	47	21	30	3	0	0	9	110
勧誘に関する相談	24	38	46	1	0	1	1	111
売買取引に関する相談	28	20	25	3	0	0	1	77
事務処理に関する相談	23	0	6	1	0	0	4	34
その他の相談	8	5	12	0	0	0	8	33
苦 情	36	25	40	2	1	3	8	115
勧誘に関する苦情	8	21	26	0	0	3	0	58
売買取引に関する苦情	19	4	8	1	1	0	0	33
事務処理に関する苦情	7	0	3	0	0	0	2	12
その他の苦情	2	0	3	1	0	0	6	12
あっせん	2	8	9	3	0	0	0	22
勧誘に関する紛争	2	8	8	3	0	0	0	21
売買取引に関する紛争	0	0	1	0	0	0	0	1
事務処理に関する紛争	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の紛争	0	0	0	0	0	0	0	0

【参考】平成23年度(4月～8月までの累計)の状況

	株式	債券	投資 信託	有価証券 デリバ	CFD	その他 デリバ	その他	4～8月 累計
相 談	649	357	447	71	1	2	105	1,632
取引制度に関する相談	223	104	115	23	0	1	56	522
勧誘に関する相談	88	162	182	4	0	1	7	444
売買取引に関する相談	145	58	86	34	1	0	1	325
事務処理に関する相談	118	7	31	5	0	0	17	178
その他の相談	75	26	33	5	0	0	24	163
苦 情	140	129	135	21	4	5	20	454
勧誘に関する苦情	36	112	81	3	0	5	0	237
売買取引に関する苦情	57	16	31	8	2	0	0	114
事務処理に関する苦情	36	1	11	5	2	0	7	62
その他の苦情	11	0	12	5	0	0	13	41
あっせん	22	45	47	7	1	3	0	125
勧誘に関する紛争	16	45	43	4	0	3	0	111
売買取引に関する紛争	4	0	3	3	0	0	0	10
事務処理に関する紛争	2	0	1	0	1	0	0	4
その他の紛争	0	0	0	0	0	0	0	0

3. 男女別処理状況(平成23年8月度)

(単位:件数)

区分・内容 / 男女別	男	女	法人	8月度 合計
相 談	180	169	15	364
取引制度に関する相談	51	56	3	110
勧誘に関する相談	50	56	5	111
売買取引に関する相談	36	37	4	77
事務処理に関する相談	27	5	2	34
その他の相談	16	15	1	32
苦 情	71	38	8	117
勧誘に関する苦情	28	24	7	59
売買取引に関する苦情	21	11	1	33
事務処理に関する苦情	13	0	0	13
その他の苦情	9	3	0	12
あっせん	10	10	3	23
勧誘に関する紛争	9	10	3	22
売買取引に関する紛争	1	0	0	1
事務処理に関する紛争	0	0	0	0
その他の紛争	0	0	0	0

【参考】平成23年度(4月～8月までの累計)の状況

区分・内容 / 男女別	男	女	法人	4～8月 累計
相 談	920	635	78	1,633
取引制度に関する相談	295	194	33	522
勧誘に関する相談	217	203	24	444
売買取引に関する相談	178	135	12	325
事務処理に関する相談	128	43	7	178
その他の相談	102	60	2	164
苦 情	260	177	19	456
勧誘に関する苦情	112	113	13	238
売買取引に関する苦情	73	38	3	114
事務処理に関する苦情	46	14	3	63
その他の苦情	29	12	0	41
あっせん	60	56	10	126
勧誘に関する紛争	52	51	9	112
売買取引に関する紛争	7	3	0	10
事務処理に関する紛争	1	2	1	4
その他の紛争	0	0	0	0

「未公開株通報専用コールセンター」通報状況（平成 23 年 4 月～8 月）について

平成 23 年 9 月 20 日

日本証券業協会

当センターに寄せられた情報について(別表参照)

- ① 平成 23 年 4 月 1 日から 8 月 31 日までに寄せられた通報総件数は 2,452 件、1 日あたり平均通報件数は約 25 件(前年同期:通報総件数 2,345 件、1 日平均約 20 件)。
- ② 勧誘形態は、仲介業者を通じて勧誘するケースが約 6 割、未公開会社自身が募集を行うケース(自己募集)によるものが約 4 割。高利回りを謳った未公開会社の社債や投資事業組合出資証券、リゾート会員権の他、イラクディナールやスーダンポンド等外国為替取引を持ちかける勧誘ケースも増加。かつて通報者が購入された未公開株式等に関する「買取・被害回復」を謳った勧誘も増加。
- ③ 通報者の約 55 パーセントが 70 歳以上の高齢者で、60 歳代までを含めると約 84 パーセントを占める。
- ④ 相談者の男女比では、男性が約 56 パーセント、女性が約 44 パーセントとなっている。
- ⑤ 商品別では、通算では、株式に係る通報が約 4 割弱と最も多いが、6 月においては、社債に係る通報が僅差ながら最も多い。
- ⑥ 被害金額は、4 月～8 月累計で約 41 億 1,100 万円。商品別では、株式に係る被害金額が約 47 パーセントと最も多く、その額は約 19 億 3,800 万円となっている。
8 月の被害金額合計は、約 7 億 8,500 万円で、1 通報あたり(被害金額を聴取している通報に限る)の平均被害金額は約 417 万円で、1 通報における最大の被害金額は約 8,300 万円である。
- ⑦ 勧誘手口からみると、電話だけで被害に遭うケースが約 9 割であり、ダイレクトメールと電話の組合せで被害に遭うケースを含めると 98 パーセントとなっている。
- ⑧ 勧誘経緯からみると、複数の人間が登場し一人の消費者をだます“劇場型”と呼ばれるケースや、金融庁・証券取引等監視委員会等の公的機関や実在しない(かつては存在したが合併等により消滅した)証券会社等を騙り消費者を安心させた上で取引を勧誘するケースの他、既に未公開株等を保有している消費者(一度被害にあった消費者も含む)をターゲットとした『二次被害』も増加中である。
- ⑨ 最近の手口紹介

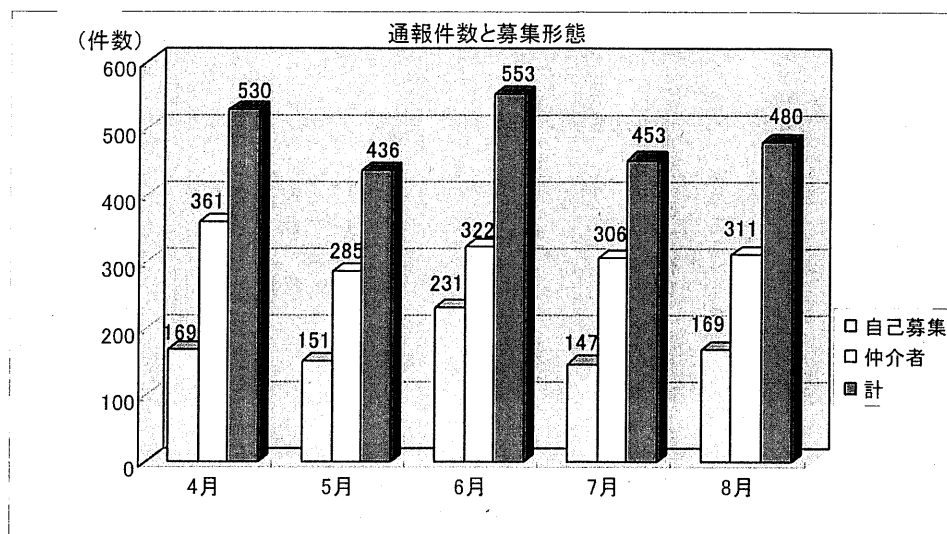
- (1) 最近、協会が実施している外務員資格試験の受験結果通知を模した書面あるいは、架空の「登録外務員証」を用いて、未公開株等の勧誘を行っていた事例が明らかになった。協会では、当該事例について、ホームページ等を通じて注意喚起を行っている。
- (2) 協会の会員の従業員を装った者が、当該会員が社債を発行すると偽って、社債の勧誘を行い、買付代金の振込先として、複数の金融機関において、当該会員の社名を使用した口座が開設され、実際に利用されていたという事例が報告された。

以 上

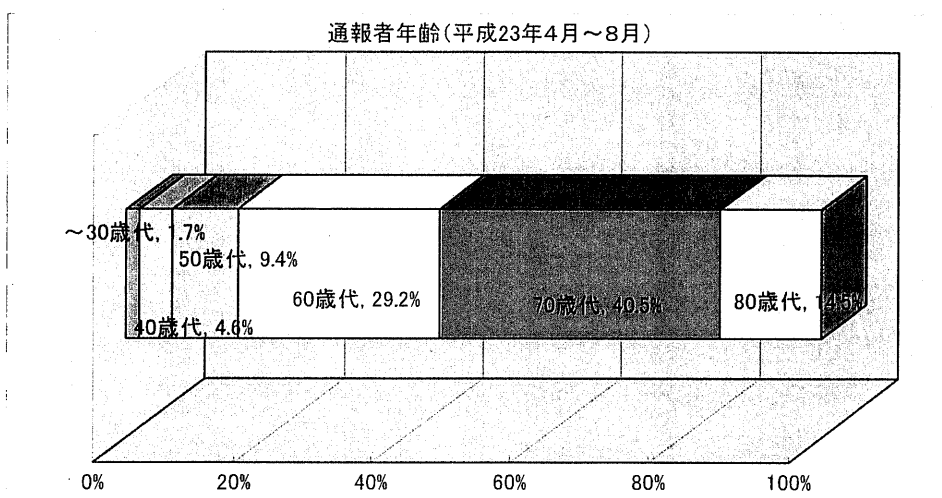
別表

未公開株コールセンターへ寄せられた通報状況（平成23年4月～8月）

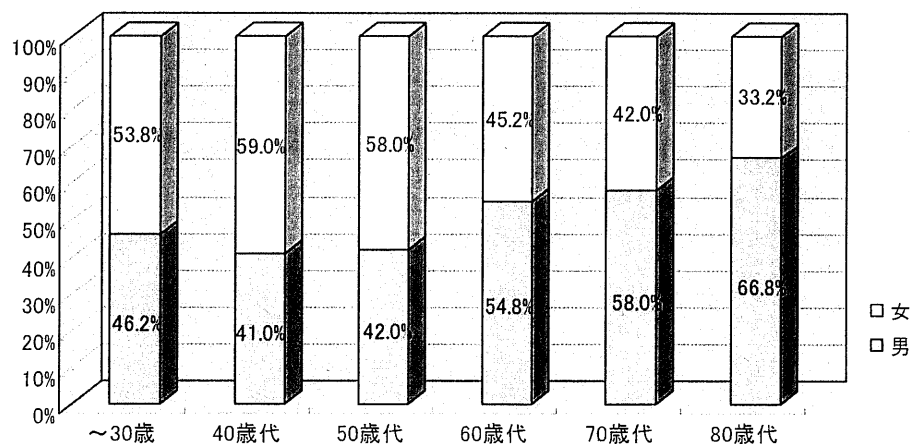
1. 通報件数と募集形態の推移



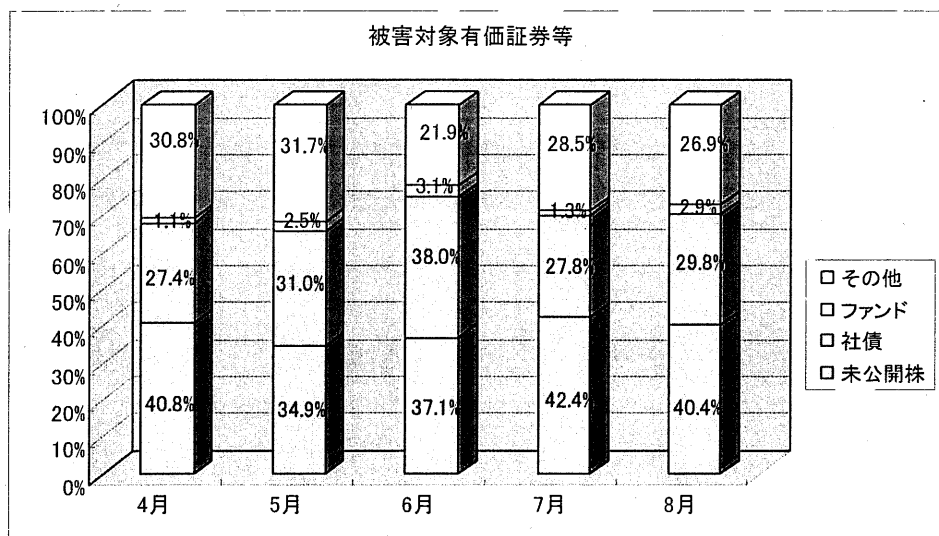
2. 通報者年齢



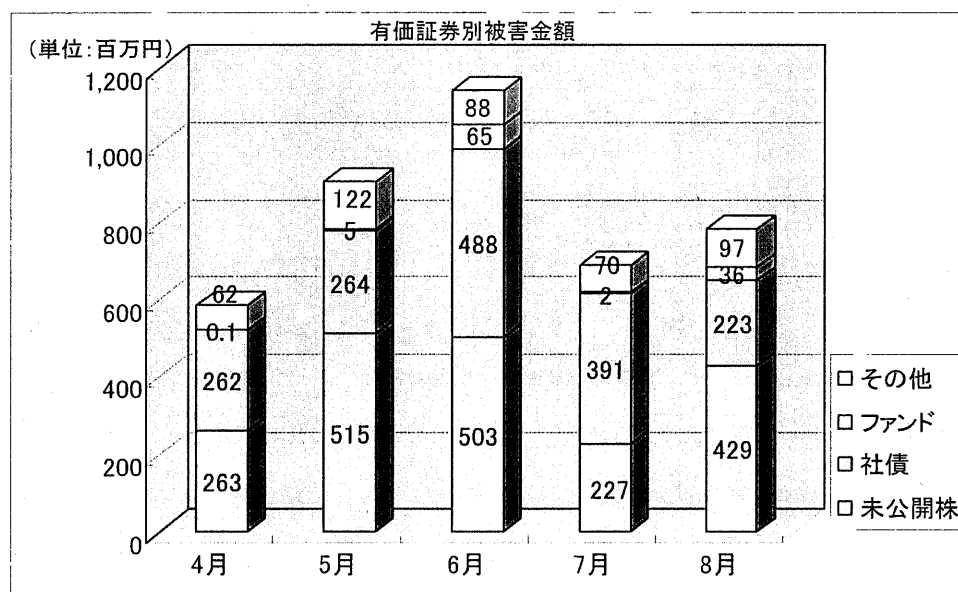
通報者の男女比（平成23年4月～8月計、男 55.8%：女 44.2%）



3.被害対象有価証券等

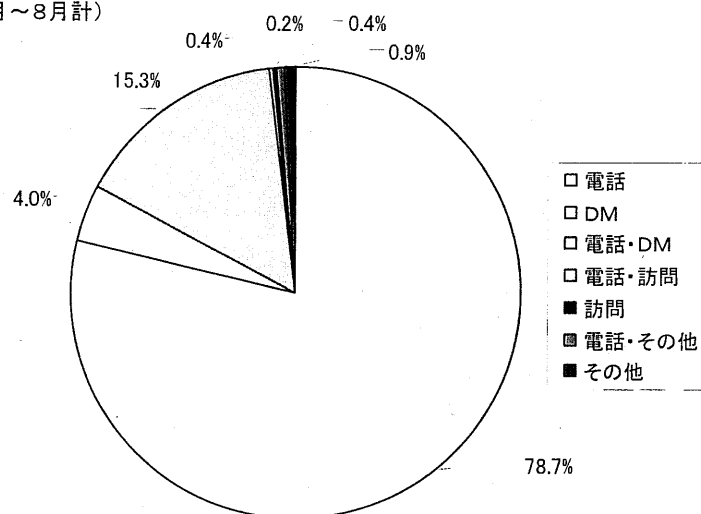


4. 有価証券別被害金額



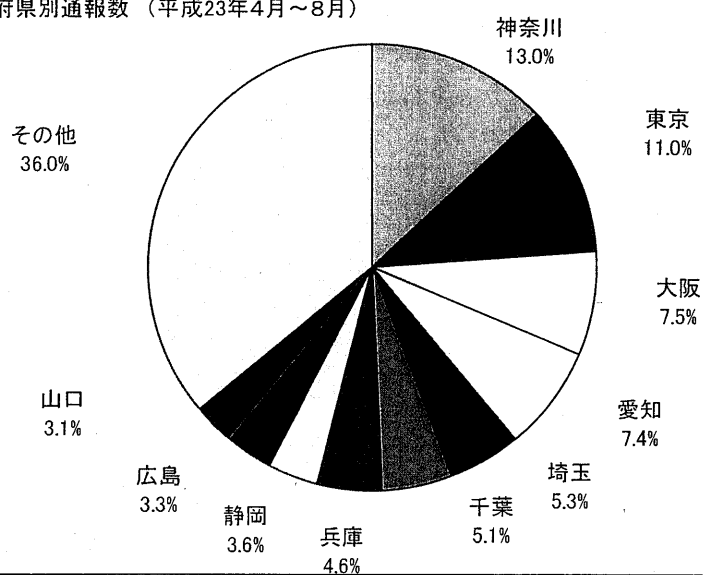
5. 勧誘手口

勧誘手口(平成23年4月～8月計)

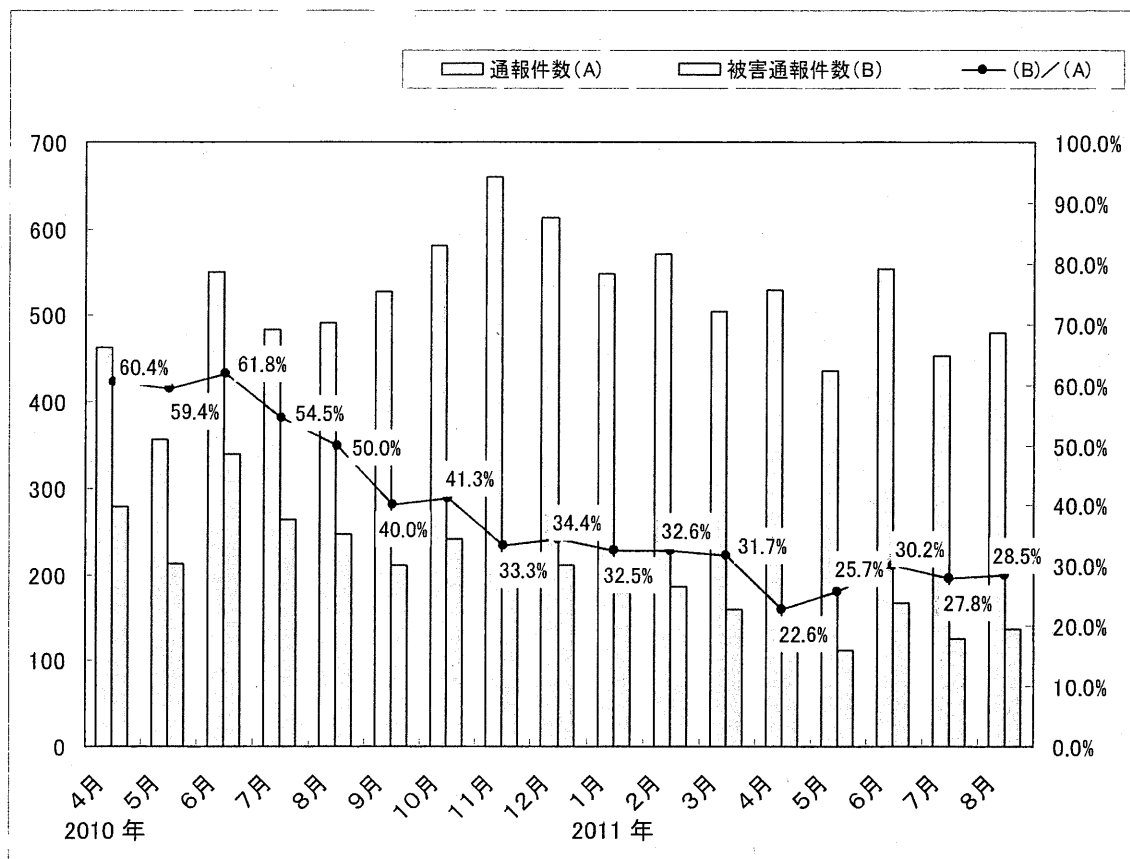


6. 都道府県別通報数

都道府県別通報数(平成23年4月～8月)



7. 通報件数に占める被害通報件数



(単位:件)

年月		通報件数(A)	被害通報件数(B)	(B)/(A)
2010	4月	462	279	60.4%
	5月	357	212	59.4%
	6月	550	340	61.8%
	7月	484	264	54.5%
	8月	492	246	50.0%
	9月	527	211	40.0%
	10月	581	240	41.3%
	11月	661	220	33.3%
	12月	613	211	34.4%
2011	1月	548	178	32.5%
	2月	571	186	32.6%
	3月	505	160	31.7%
	4月	530	120	22.6%
	5月	436	112	25.7%
	6月	553	167	30.2%
	7月	453	126	27.8%
	8月	480	137	28.5%

日証協（自1）23 第 64 号
平成 23 年 8 月 5 日

内部管理統括責任者 殿

日 本 証 券 業 協 会
常務執行役 平 田 公 一

会員の社名等を悪用した口座の注意喚起について

今般、本協会の会員の従業員を装った者が、当該会員が社債を発行すると偽って、社債の勧誘を行い、買付代金の振込先として、複数の金融機関において、当該会員の社名を使用した口座が開設され、実際に利用されていたという事例が判明いたしました。

会員各社におかれましては、このような手口には十分ご注意くださいとともに、会員の社名やこれに類似した名称の口座が開設されること、さらには当該口座が違法行為の可能性が高い取引において利用されたことをご認識された場合には、会員各社のホームページ等において、当該事項についてご周知くださいますようお願いいたします。

本協会といたしましては、会員の社名やこれに類似した名称の口座が開設されること、さらには当該口座が違法行為の可能性が高い取引において利用されることは、当該証券会社の信用を失墜させるのにとどまらず、広く証券市場全体の信頼性を損なうものであることから、一般社団法人全国銀行協会に対して、証券会社の社名やこれに類似した名称の口座の開設の申込み又は利用がなされた場合には注意いただくよう、加入の金融機関に周知方お取り計らいいただくようお願いしております。

以 上

○本件に関するお問合せ先：自主規制1部（Tel：03 - 3667 - 8647）

平成 23 年 8 月 5 日

一般社団法人 全国銀行協会 御中

日 本 証 券 業 協 会

証券会社の社名等を悪用した口座に関する注意喚起のお願い

今般、本協会の会員である証券会社の従業員を装った者が、当該証券会社が社債を発行すると偽って、社債の勧誘を行い、買付代金の振込先として、複数の金融機関において、当該証券会社の社名を使用した口座が開設され、実際に利用されていたという事例が判明いたしました。

証券会社の社名やこれに類似した名称の口座が開設されること、さらには当該口座が違法行為の可能性が高い取引において利用されることは、当該証券会社の信用を失墜させるのにとどまらず、広く証券市場全体の信頼性を損なうものと考えております。

つきましては、証券会社の社名やこれに類似した名称の口座の開設の申込み又は利用について御注意いただきますよう、貴協会加入の金融機関に御周知方お取り計らいの程、よろしくお願い申し上げます。

なお、本協会会員に対して、本文の趣旨を貴協会にお願いしております旨を通知する予定でありますことを申し添えます。

○ 本件に関するお問い合わせ先：自主規制 1 部（Tel：03-3667-8647）

グリーンシート・フェニックス通知（第19号）

日本証券業協会 市場業務監理室

平成23年8月31日

◎ グリーンシート銘柄の指定の取消し及び取扱会員の指定の取消し

今般、下記のグリーンシート銘柄がグリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則第36条第5項第14号に該当することから、本協会は、当該銘柄のすべての取扱会員としての指定を取り消すことといたします。

また、これに伴い、当該銘柄の取扱会員が皆無になるため、当該銘柄のグリーンシート銘柄としての指定を取り消すことといたします。

記

- ・ 指 定 取 消 日：平成23年 9月 1日
- ・ 気配提示最終日：平成23年 8月31日
- ・ 取 消 の 理 由：協会規則における指定取消基準（その他公益又は投資者保護）
（注）に該当するため

銘 柄 名	銘柄 コード	銘柄 区分	取 扱 会 員 名 取 扱 部 店 名
株式 (株)日本ティーエムアイ	2199	オーディナリー	キャタリスト証券(株) 本店

（注） 大阪府警察本部からの情報提供により、当該情報に基づく状況が「公益又は投資者保護のため、本協会が当該銘柄のグリーンシート銘柄等としての指定を取り消すことが適当であると判断した場合」（グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則第36条第5項第14号）に該当するため。

※ グリーンシート・フェニックス通知（第9号、第10号）参照

以 上

会長一任事項の報告 (23. 5. 27～23. 9. 20)

平成 23 年 9 月 21 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 金融商品取引業者の加入【5社】

《平 23. 5. 31 承認》

- ・ナティクシス日本証券準備株式会社 (加入日：平 23. 6. 1)

《平 23. 7. 13 承認》

- ・グリーンズレッジ・アジア・リミテッド (加入日：平 23. 7. 15)

《平 23. 8. 26 承認》

- ・Teneo Partners 株式会社 (加入日：平 23. 8. 29)

《平 23. 9. 15 承認》

- ・大宇証券株式会社 (加入日：平 23. 9. 16)
- ・KOYO 証券株式会社 (加入日：平 23. 6. 16)

2. 金融商品取引業者の脱退【2社】

《平 23. 5. 31 承認》

- ・ナティクシス (脱退日：平 23. 6. 1)

《平 23. 7. 1 承認》

- ・ARUJI GATE 証券株式会社 (脱退日：平 23. 7. 1)

以 上

金融・証券教育支援委員会での検討事項

平成 23 年 9 月 21 日
日本証券業協会

